イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

AB_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AC_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

AC_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

AC_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

AC_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

AD_n　n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

$AE_{23} = 0.052$

$AE_{24} = 0.052$

$AE_{25} = 0.052$

$AE_{26} = 0.051$

$AE_{27} = 0.049$

$AE_{28} = 0.0486$

$AE_{29} = 0.0018$

$AE_{30} = 0.00158$

$AE_{元} = 0.00107$

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

AB_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等（旧地方道路等整備事業に限る。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち平成 21 年度までに着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係るもので、旧地方道路等整備事業に係る地方債の臨時事業の充当率を用いるもの（地方特定道路整備事業に係るもの、ふるさと農道・林道緊急整備事業に係るもの及び被災市街地復興特別事業に係るものを除く。）の額に相当する額

AC_{23}　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.017

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

AC_{24}　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.020

AC_{25}　ア　平成 25 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 25 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

AC_{26}　ア　平成 26 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 26 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.019

AD_n　平成 n 年度に発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうち被災市街地復興特別事業に係るものの額に相当する額

$AE_{23} = 0.053$

$AE_{24} = 0.053$

$AE_{25} = 0.052$

$AE_{26} = 0.051$

$AE_{27} = 0.049$

$AE_{28} = 0.0018$

$AE_{29} = 0.0018$

$AE_{30} = 0.00158$